

別表第一

| | (い)検査項目 | (ろ)検査事項 | (は)検査方法 | (い)判定基準 |
|---|----------------------------------|---|---|--|
| 一 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。) | (一) 機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む。)の外観 | 給気機の外気取り入れ口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口への雨水等の防止措置の状況 | 目視により確認する。 | 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第129条の2の6第2項第三号の規定に適合しないこと。 |
| | | 給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気口の取付けの状況 | 目視又は触診により確認する。 | 取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。 |
| | | 各居室の給気口及び排気口の設置位置 | 給気口及び排気口の位置関係を目視及び設計図書等により確認するとともに、必要に応じて気流方向を気流検知器等を用いて確認する。 | 著しく局部的な空気の流れが生じていること。 |
| | | 各居室の給気口及び排気口の取付けの状況 | 目視又は触診により確認する。 | 取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。 |
| | | 風道の取付けの状況 | 目視又は触診により確認する。 | 風道の接続部に損傷があり空気が漏れいること又は取付けが堅固でないこと。 |
| | | 風道の材質 | 目視又は触診により確認する。 | 令第129条の2の6第2項第五号の規定に適合しないこと。 |
| | | 給気機又は排気機の設置の状況 | 目視又は触診により確認する。 | 機器に損傷があること、取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。 |
| | | 換気扇による換気の状況 | 目視により確認する。 | 外気の流れにより著しく換気能力が低下する構造となっていること。 |
| | | 機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む。)の性能 | 各居室の換気量 | 給気口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて風速を測定し、次の式により換気量を算出する。 ただし、風速の測定が困難な場合にあっては、在室者がほぼ設計定員の状態において、還気の二酸化炭素含有率又は還気と外気の二酸化炭素含有率の差を検知管法又はこれと同等以上の イ 還気の二酸化炭素 令第20条の2第一号ロの規定に適合しないこと又は風速の測定が困難な場合にあっては、次のイ若しくはロのいずれかに該当すること。 |

| | | | | | |
|--|------|----------------------|-------------------------|---|---|
| | | | | 測定方法により確認する。 V=3600 A/C この式において、V、A及びCは、それぞれ次の数値を表すものとする。 V 換気量(単位 1時間につき立方メートル) V 平均風速(単位 1秒につきメートル) A 給気口断面積(単位 平方メートル) C 次の式により計算した給気量に対する外気の混合比 C=(V ₂) ÷ (V ₁) この式において V ₁ 及び V ₂ は、それぞれ次の数値を表すものとする。 V ₁ 空気調和設備の送風空気量(単位 1時間につき立方メートル) V ₂ 空気調和設備への取り入れ外気量(単位 1時間につき立方メートル) | 含有率を確認した場合にあっては、還気の二酸化炭素含有率が100万分の1000を超えること。 □ 還気と外気の二酸化炭素含有率の差を確認した場合にあっては、還気と外気の二酸化炭素含有率の差が100万分の650を超えること。 |
| | | (+) | 中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況 | 中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。 | 中央管理室において制御又は作動の状況を確認できること。 |
| | (+一) | 空気調和設備の設置の状況 | 目視又は触診により確認する。 | 取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。 | |
| | (+二) | 空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況 | 目視により確認する。 | 空気調和機器又は配管に変形、破損又は著しい腐食があること。 | |
| | (+三) | 空気調和設備の運転の状況 | 目視又は触診により確認する。 | 運転時に異常な音、異常な振動又は異常な発熱があること。 | |
| | (+四) | 中央管理方式の空気調和設備 | 空気ろ過器の点検口 | 目視により確認する。 | 昭和45年建設省告示第1832号第四号の規定に適合しないこと又は点検用の十分な空間が確保されていないこと。 |
| | (+五) | | 冷却塔と建物の他の部分との離隔距離 | 目視により確認するとともに、必要に応じ鋼製巻尺等により測定する。 | 令第129条の2の7第二号の規定に適合しないこと。 |
| | (+六) | 空気調和設備の性能 | 各居室の温度 | 居室の中央付近において温度計により測定する。 | 令第129条の2の6第3項の表(四)項の規定に適合しないこと。 |
| | (+七) | | 各居室の相対湿度 | 居室の中央付近において湿度計により測定する。 | 令第129条の2の6第3項の表(五)項の規定に適合しないこと。 |

| | | | | | |
|------------------|----------------|---------------------------------|-----------------------------------|--|---|
| (十八) | | | 各居室の浮遊粉じん量 | 居室の中央付近において粉じん計により測定する。 | 令第 129 条の 2 の 6 第 3 項の表(一)項の規定に適合しないこと。 |
| | | | 各居室の一酸化炭素含有率 | 居室の中央付近においてガス検知管等により測定する。 | 令第 129 条の 2 の 6 第 3 項の表(二)項の規定に適合しないこと。 |
| | | | 各居室の二酸化炭素含有率 | 居室の中央付近においてガス検知管等により測定する。 | 令第 129 条の 2 の 6 第 3 項の表(三)項の規定に適合しないこと。 |
| | | | 各居室の気流 | 居室の中央付近において風速計により測定する。 | 令第 129 条の 2 の 6 第 3 項の表(六)項の規定に適合しないこと。 |
| 二 换気設備を設けるべき調理室等 | 自然換気設備及び機械換気設備 | 排気筒、排気フード及び煙突の材質 | 目視又は触診により確認する。 | 不燃材でないこと。 | |
| | | 排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況 | 目視又は触診により確認する。 | 取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。 | |
| | | 給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大さき | 目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製卷尺等により測定する。 | 令第 20 条の 3 第 2 項第一号イ(3)、(4)、(6)又は(7)の規定に適合しないこと。 | |
| | | 給気口、排気口及び排気フードの位置 | 目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製卷尺等により測定する。 | 令第 20 条の 3 第 2 項第一号イ(1)又は(2)の規定に適合しないこと。 | |
| | | 給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況 | 目視又は触診により確認する。 | 鳥の巣等により給排気が妨げられていること。 | |
| | | 排気筒及び煙突の断熱の状況 | 目視又は触診により確認する。 | 断熱材に脱落又は損傷があること。 | |
| | | 排気筒及び煙突と可燃物、電線等との離隔距離 | 目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製卷尺等により測定する。 | 令第 115 条第 1 項第三号イ(2)又は第 2 項の規定に適合しないこと。 | |
| | | 煙突等への防火ダンバー、風道等の設置の状況 | 目視又は触診により確認する。 | 昭和 45 年建設省告示第 1826 号第 4 第二号又は第三号の規定に適合しないこと。 | |

| | | | | |
|------|--|--------------------------------|---|--|
| (九) | 自然換気設備 | 煙突の先端の立ち上がりの状況(密閉型燃焼器具の煙突を除く。) | 目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製卷尺等により測定する。 | 令第 115 条第 1 項第一号又は第二号の規定に適合しないこと。 |
| (十) | 機械換気設備 | 煙突に連結した排気筒及び半密閉式瞬間湯沸器等の設置の状況 | 目視により確認する | 昭和 45 年建設省告示第 1826 号第 4 第四号の規定に適合しないこと。 |
| | | 換気扇による換気の状況 | 目視により確認する | 外気の流れにより著しく換気能力が低下する構造となっていること。 |
| | | 給気機又は排気機の設置の状況 | 目視又は触診により確認する。 | 機器に損傷があること、取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。 |
| | | 機械換気設備の換気量 | 機械換気設備の換気量 V=3600 μ A この式において、V、 μ 及び A は、それぞれ次の数値を表すものとする。 V 換気量(単位 1 時間につき立方メートル) μ 平均風速(単位 1 秒につきメートル) A 開口断面積(単位 平方メートル) | 令第 20 条の 3 第 2 項第一号イ又は昭和 45 年建設省告示第 1826 号第 3 の規定に適合しないこと。 |
| (十一) | 三 法第 28 条第 2 項又は第 3 項に基づき換気設備が設けられた居室等 | 防火ダンバーの設置の状況 | 設計図書等により確認するとともに、目視により確認する。 | 令第 112 条第 15 項の規定に適合しないこと。 |
| | | 防火ダンバーの取付けの状況 | 目視又は触診により確認する。 | 平成 12 年建設省告示第 1376 号第 1 の規定に適合しないこと又は著しい腐食があること。 |
| | | 防火ダンバーの作動の状況 | 作動の状況を確認する。 | ダンバーが円滑に作動しないこと。 |
| | | 防火ダンバーの劣化及び損傷の状況 | 目視又は触診により確認する。 | 防火ダンバー本体に破損又は著しい腐食があること。 |
| | | 防火ダンバーの点検口の有無及び | 目視により確認する。 | 平成 12 年建設省告示第 1376 号第 3 の規定に適合しないこと。 |

| | | | | |
|-----|--|--------------------------------------|-----------------------------------|---|
| | | 大きさ並びに検査口の有無 | | |
| (六) | | 防火ダンパーの温度ヒューズ | 目視により確認する。 | 適正な溶解温度の温度ヒューズを使用していないこと。 |
| (七) | | 壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況 | 目視により確認する。 | 平成 12 年建設省告示第 1376 号第 2 の規定に適合しないこと。 |
| (八) | | 連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の位置 | 目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。 | 煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和 48 年建設省告示第 2563 号第 1 第二号ニ(2)に適合しないこと。熱感知器にあっては昭和 48 年建設省告示第 2563 号第 2 第二号口(2)の規定に適合しないこと。 |
| (九) | | 連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況 | 発煙試験器、加熱試験器等により作動の状況を確認する。 | 感知器と連動して作動しないこと。 |

次の表の上欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる記録がある場合には、(は)欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。

| | |
|--|---|
| 1 項(三)、(九)及び(十六)から(二十一)まで、2 項(十三)並びに 3 項(九) | 前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で実施した検査等の記録 |
| 1 項(一)、(二)、(五)から(八)まで、(十)から(十二)まで、(十四)及び(十五) | 前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士、二級建築士又は建築設備検査員(以下「一級建築士等」という。)が実施した検査の記録 |
| 1 項(四)及び(十三) | 前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士等が実施した検査の記録又は前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録 |

別表第二

| | | (い)検査項目 | (ろ)検査事項 | (は)検査方法 | (い)判定基準 |
|--|-----|---------|-------------|----------------|------------------------------|
| 一 令第 123 条第 3 項第二号に規定する階段室又は付室、令第 129 条の 13 の 3 第 13 項に規定する昇降路 | (一) | 排煙機の外観 | 排煙機の設置の状況 | 目視又は触診により確認する。 | 基礎架台の取付けが堅固でないと又は著しい腐食があること。 |
| | (二) | | 排煙風道との接続の状況 | 目視により確認する。 | 接続部に破損又は変形があること。 |
| | (三) | | 煙排出口の設置の状況 | 目視により確認する。 | 排出された煙により他への影響のおそれがあること。 |

| | | | | | | |
|-----------------------------------|------|---------------|--|--|---|--------------------------|
| 又は乗降ロビー、令第 126 条の 2 第 1 項に規定する居室等 | (四) | 排煙機の性能 | 煙排出口の周囲の状況 | 目視により確認する。 | 煙の排出を妨げる障害物があること。 | |
| | (五) | | 屋外に設置された煙排出口への雨水等の防止措置の状況 | 目視により確認する。 | 浸入した雨水等を排出できないこと。 | |
| | (六) | | 排煙口の開放との連動起動の状況 | 作動の状況を確認する。 | 排煙口と連動して排煙機が作動しないこと。 | |
| | (七) | | 作動の状況 | 聴診又は触診により確認する。 | 排煙機の運転時の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること。 | |
| | (八) | | 電源を必要とする排煙機の予備電源による作動の状況 | 予備電源により作動の状況を確認する。 | 予備電源により作動しないこと。 | |
| | (九) | | 煙排出口の同一断面内から 5 箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて 1 点につき 30 秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。 $Q = 60AV_m$ | 令第 123 条第 3 項第二号若しくは第 129 条の 13 の 3 第 13 項(これらの規定中國土交通大臣が定めた構造方法のうち排煙機に係る部分に限る。)又は第 126 条の 3 第 1 項第九号(令第 129 条第 1 項又は第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、令第 123 条第 3 項第二号及び第 126 条の 3 第 1 項第九号を除く。)の規定に適合しないこと。 | | |
| (十) | (十一) | 機械排煙設備の排煙口の外観 | 排煙機の排煙風量 | この式において、 Q、A 及び V_m は、それぞれ次の数値を表すものとする。 Q 排煙風量(単位 1 分につき立方メートル) A 排煙出口面積 (単位 平方メートル) V_m 平均風速(単位 1 秒につきメートル) | 中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況 | 中央管理室において制御又は作動の状況を確認する。 |
| | | | 中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況 | 作動の状況を確認する。 | 中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。 | |
| | | | 機械排煙設備の排煙口の位置 | 目視により確認する。 | 平成 12 年建設省告示第 1436 号第 3 号又は令第 126 条の 3 第 1 項第三号の規定に適合しないこと。 ただし、令第 129 条第 1 項又は第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。 | |

| | | | | | |
|--|-------|---------------|---|--------------------------|--|
| | (十二) | | 排煙口の周囲の状況 | 目視により確認する。 | 排煙口の周囲に開放を妨げる障害物があること。 |
| | (十三) | | 排煙口の取付けの状況 | 目視により確認する。 | 取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。 |
| | (十四) | | 手動開放装置の周囲の状況 | 目視により確認する。 | 周囲に障害物があり操作できないこと。 |
| | (十五) | | 手動開放装置の操作方法の表示の状況 | 目視により確認する。 | 令第 126 条の 3 第 1 項第五号の規定に適合しないこと。ただし、令第 129 条第 1 項又は第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。 |
| | (十六) | | 手動開放装置による開放の状況 | 作動の状況を確認する。 | 排煙口の開放が手動開放装置と連動していないこと。 |
| | (十七) | | 排煙口の開放の状況 | 目視又は聴診により確認する。 | 常時閉鎖状態を保持し開放時気流により閉鎖すること又は著しい振動があること。 |
| | (十八) | 機械排煙設備の排煙口の性能 | 排煙口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて一点につき三十秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。 $Q = 60AV_m$ この式において、 Q 、 A 及び V_m は、それぞれ次の数値を表すものとする。 Q 排煙風量(単位 1 分につき立方メートル) A 排煙口面積(単位 平方メートル) V_m 平均風速(単位 1 秒につきメートル) | | 令第 126 条の 3 第 1 項第九号の規定に適合しないこと。ただし、令第 129 条第 1 項又は第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。 |
| | (十九) | | 中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況 | 中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。 | 中央管理室において制御又は作動の状況を確認できること。 |
| | (二十) | | 煙感知器による作動の状況 | 発煙試験器等により作動の状況を確認する。 | 排煙口が連動して開放しないこと。 |
| | (二十一) | 排煙 | 機械排煙設備の排煙風道の劣化及び損傷の状況 | 目視により確認する。 | 排煙風道に変形、破損又は著しい腐食があること。 |

| | | | | | | |
|--|-------|----|--------------------------------------|---|-----------------------------------|--|
| | (二十二) | 風道 | 蔽部分及び埋設部分を除く。) | 排煙風道の取付けの状況 | 目視又は触診により確認する。 | 接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でない又は変形若しくは破損があること。 |
| | (二十三) | | | 排煙風道の材質 | 目視により確認する。 | 令第 126 条の 3 第 1 項第二号の規定に適合しないこと。ただし、令第 129 条第 1 項又は第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。 |
| | (二十四) | | | 防煙壁の貫通措置の状況 | 目視により確認する。 | 令第 126 条の 3 第 1 項第七号の規定に適合しないこと。ただし、令第 129 条第 1 項又は第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。 |
| | (二十五) | | | 排煙風道と可燃物、電線等との離隔距離及び断熱の状況 | 目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。 | 断熱材に脱落又は損傷があること又は令第 126 条の 3 第 1 項第七号で準用する令第 115 条第 1 項第三号イ(2)の規定に適合しないこと。ただし、令第 129 条第 1 項又は第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。 |
| | (二十六) | | | 防火ダンパーの取付けの状況 | 目視又は触診により確認する。 | 取付けが堅固でないこと。 |
| | (二十七) | | | 防火ダンパーの作動の状況 | 作動の状況を確認する。 | ダンパーが円滑に作動しないこと。 |
| | (二十八) | | | 防火ダンパーの劣化及び損傷の状況 | 目視又は触診により確認する。 | 防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食があること。 |
| | (二十九) | | 防火ダンパー(外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。) | 防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無 | 目視により確認する。 | 天井、壁等に一辺の長さが 45 センチメートル以上の保守点検が容易に行える点検口並びに防火設備の開閉及び作動状態を確認できる検査口が設けられていないこと。 |
| | (三十) | | | 防火ダンパーの温度ヒューズ | 目視により確認する。 | 適正な溶解温度の温度ヒューズを使用していないこと。 |
| | (三十一) | | | 壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況(防火ダンパーが令第 112 条第 14 項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する部分に近接する部分 | 目視により確認する。 | 防火ダンパーと防火区画との間の風道が厚さ 1.5 ミリメートル以上の鉄板でつくられていないこと又は鉄網モルタル塗その他の不燃材料で被覆されていないこと。 |

| | | | | | |
|-------|------------------------|--|-----------------------------|--|--|
| | | | に設けられている場合に限る。) | | |
| (三十二) | 特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外観 | 排煙口及び給気口の大きさ及び位置 | 目視により確認する。 | 平成12年建設省告示第1437号第一号口又はハ及び第二号口又はハの規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。 | |
| (三十三) | | 排煙口及び給気口の周囲の状況 | 目視により確認する。 | 周囲に排煙又は給気を妨げる障害物があること。 | |
| (三十四) | | 排煙口及び給気口の取付けの状況 | 目視により確認する。 | 取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。 | |
| (三十五) | | 手動開放装置の周囲の状況 | 目視により確認する。 | 周囲に障害物があり操作できないこと。 | |
| (三十六) | | 手動開放装置の操作方法の表示の状況 | 目視により確認する。 | 令第126条の3第1項第五号の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。 | |
| (三十七) | 特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能 | 排煙口の同一断面内から5箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて1点につき30秒以上継続して風速を測定し、次式により排煙風量を算出する。 $Q = 60AV_m$ | | 令第126条の3第2項の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。 | |
| (三十八) | | 中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況 | 中央管理室において制御又は作動の状況を確認できること。 | 中央管理室において制御又は作動の状況を確認できること。 | |

| | | | | |
|-------|--------------------|--|--|--|
| (三十九) | 特殊な構造の排煙設備の給気風道の材質 | 煙感知器による作動の状況 | 発煙試験器等により作動の状況を確認する。 | 排煙口が連動して開放しないこと。 |
| (四十) | | 給気風道の劣化及び損傷の状況 | 目視により確認する。 | 給気風道に変形、破損又は著しい腐食があること。 |
| (四十一) | | 給気風道の材質 | 目視により確認する。 | 令第126条の3第1項第二号の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。 |
| (四十二) | | 給気風道の取付けの状況 | 目視又は触診により確認する。 | 接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。 |
| (四十三) | | 防煙壁の貫通措置の状況 | 目視により確認する。 | 令第126条の3第1項第七号の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。 |
| (四十四) | | 給気送風機の設置の状況 | 目視又は触診により確認する。 | 基礎梁台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。 |
| (四十五) | | 給気風道との接続の状況 | 目視により確認する。 | 接続部に空気漏れ、破損又は変形があること。 |
| (四十六) | | 排煙口の開放と連動起動の状況 | 作動の状況を確認する。 | 令第126条の3第2項の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。 |
| (四十七) | | 作動の状況 | 聽診又は触診により確認する。 | 送風機の運転時の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること。 |
| (三十九) | 特殊な構造の排煙設備の給気風道の材質 | 煙感知器による作動の状況 | 発煙試験器等により作動の状況を確認する。 | 排煙口が連動して開放しないこと。 |
| (四十) | | 給気風道の劣化及び損傷の状況 | 目視により確認する。 | 給気風道に変形、破損又は著しい腐食があること。 |
| (四十一) | | 給気風道の材質 | 目視により確認する。 | 令第126条の3第1項第二号の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。 |
| (四十二) | | 給気風道の取付けの状況 | 目視又は触診により確認する。 | 接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。 |
| (四十三) | | 防煙壁の貫通措置の状況 | 目視により確認する。 | 令第126条の3第1項第七号の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。 |
| (四十四) | | 給気送風機の設置の状況 | 目視又は触診により確認する。 | 基礎梁台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。 |
| (四十五) | | 給気風道との接続の状況 | 目視により確認する。 | 接続部に空気漏れ、破損又は変形があること。 |
| (四十六) | | 排煙口の開放と連動起動の状況 | 作動の状況を確認する。 | 令第126条の3第2項の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。 |
| (四十七) | | 作動の状況 | 聽診又は触診により確認する。 | 送風機の運転時の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること。 |
| (四十八) | | 特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能 | 予備電源により作動の状況を確認する。 | 予備電源により作動しないこと。 |
| (四十九) | | 吸入口の同一断面内から5箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて1点につき30秒以上継続して風速を測定し、次式により排煙風量を算出する。 | 吸入口の同一断面内から5箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて1点につき30秒以上継続して風速を測定し、次式により排煙風量を算出する。 | 令第126条の3第2項の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。 |

| | | | | | | |
|---------------|--|--------------------------------------|--|--|--|------------------------|
| | | | | $Q=60AV_m$ | | |
| | | | | この式において、 Q、A 及び V _m は、そ れぞれ次の数値を 表すものとする。 Q 給気風量(単位 1分につき立方メー トル) A 吸込口面積(單 位 平方メートル) V _m 平均風速(單位 1秒につきメートル) | | |
| (五 十) | | | 中央管理室にお ける制御及び作 動状態の監視の 状況 | 中央管理室におい て制御及び作動 の状況を確認する。 | 中央管理室において制御又は作動 の状況を確認できること。 | |
| (五 十 一) | | 特殊な構 造の排煙 設備の給 気送風機 の吸込口 | 吸込口の設置位 置 | 目視により確認す る。 | 排煙設備の煙排出口等の開口部に 近接していること又は吸込口が延 焼のおそれのある位置に設置され ていること。 | |
| (五 十 二) | | | 吸込口の周囲の 状況 | 目視により確認す る。 | 周囲に給気を妨げる障害物がある こと。 | |
| (五 十 三) | | | 屋外に設置され た吸込口への雨 水等の防止措置 の状況 | 目視により確認す る。 | 浸入した雨水等を排出できな くこと。 | |
| (一) | 二 令第 123 条 第 3 項第二号 に規定する階段 室又は付室、令 第 129 条の 13 の 3 第 13 項に 規定する昇降路 又は乗降ロビー | 加 圧 防 排 煙 設 備 | 特別避難階段の 階段室又は付室 及び非常用エレ ベーターの昇降 路又は乗降ロビ ーに設ける排煙 口及び給気口 | 排煙機、排煙口 及び給気口の作 動の状況 | 作動の状況を確 認する。 | 連動して作動しないこと。 |
| (二) | | | 排煙風道 (隠蔽部 分及び埋 設部分を 除く。) | 給気口の周囲の 状況 | 目視により確認す る。 | 周囲に給気を妨げる障害物がある こと。 |
| (三) | | | 排煙風道の劣化 及び損傷の状況 | 目視により確認す る。 | 排煙風道に変形、破損又は著しい 腐食があること。 | |
| (四) | | | 排煙風道の取付 けの状況 | 目視又は触診によ り確認する。 | 接続部及び吊りボルトの取付けが 堅固でないこと又は変形若しくは破 損があること。 | |
| (五) | | | 排煙風道の材質 | 目視により確認す る。 | 不燃材料で造られていないこと。た だし、令第 129 条第 1 項又は第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用さ れ、かつ、階避難安全性能又は全 館避難安全性能に影響を及ぼす修 繕等が行われていない場合を除く。 | |
| (六) | | | 給気口の 外観 | 給気口の周囲の 状況 | 目視により確認す る。 | 周囲に給気を妨げる障害物がある こと。 |

| | | | | | |
|------|---|--|-------------------------------|---|--|
| (七) | | | 給気口の取付け の状況 | 目視により確認す る。 | 取付けが堅固でないと著しい 腐食、損傷等があること。 |
| (八) | | | 給気口の手動開 放装置の周囲の 状況 | 目視により確認す る。 | 周囲に障害物があり操作できな いこと。 |
| (九) | | | 給気口の手動開 放装置の操作方 法の表示の状況 | 目視により確認す る。 | 平成 28 年国土交通省告示第 696 号第五号イ(2)(i)の規定に適合しな いこと。ただし、令第 129 条第 1 項 又は第 129 条の 2 第 1 項の規定 が適用され、かつ、階避難安全性能 又は全館避難安全性能に影響を及 ぼす修繕等が行われていない場 合を除く。 |
| (十) | 給 気 口 の 性 能 | 給気口の手動開 放装置による開 放の状況 | 作動の状況を確 認する。 | 手動開放装置と連動して給気口が 開放していないこと。 | |
| (十一) | | 給気口の開放の 状況 | 目視又は聴診によ り確認する。 | 開放時に気流により閉鎖すること又 は著しい振動があること。 | |
| (十二) | | 給気風道の劣化 及び損傷の状況 | 目視により確認す る。 | 給気風道に変形、破損又は著しい 腐食があること。 | |
| (十三) | 給 気 風 道 (隠 蔽 部 分 及 び 埋 設 部 分 を 除 く) | 給気風道の取付 けの状況 | 目視又は触診によ り確認する。 | 接続部及び吊りボルトの取付けが 堅固でないこと又は変形若しくは破 損があること。 | |
| (十四) | | 給気風道の材質 | 目視により確認す る。 | 不燃材料で造られていないこと。た だし、令第 129 条第 1 項又は第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用さ れ、かつ、階避難安全性能又は全 館避難安全性能に影響を及ぼす修 繕等が行われていない場合を除く。 | |
| (十五) | | 給 気 送 風 機 の 外 観 | 給気送風機の設 置の状況 | 目視又は触診によ り確認する。 | 基礎架台の取付けが堅固でないこ と又は著しい腐食、損傷等があるこ と。 |
| (十六) | 給 気 送 風 機 の 性 能 | 給 気 風 道 と の 接 続 の 状 況 | 目視により確認す る。 | 接続部に空気漏れ、破損又は変形 があること。 | |
| (十七) | | 給 気 口 の 開 放 と 連 動 起 動 の 状 況 | 作動の状況を確 認する。 | 平成 28 年国土交通省告示第 696 号第五号イ(5)の規定に適合しな いこと。ただし、令第 129 条第 1 項又 は第 129 条の 2 第 1 項の規定が 適用され、かつ、階避難安全性能 又は全館避難安全性能に影響を及 ぼす修繕等が行われていない場合 を除く。 | |
| (十八) | | 給 気 送 風 機 の 作 動 の 状 況 | 聴診又は触診によ り確認する。 | 送風機の運転時の電動機又は送 風機に異常な音又は異常な振動が あること。 | |
| (十九) | | 電源を必要とする 給 気 送 風 機 の 予 備 電 源 | 予備電源により作動 の状況を確認する。 | 予備電源により作動しないこと。 | |

| | | | | |
|-------|--|-------------------------|---|---|
| | | 備電源による作動の状況 | | |
| (二十一) | | 中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況 | 中央管理室において制御又は作動の状況を確認する。 | 中央管理室において制御又は作動の状況を確認できること。 |
| (二十二) | | 吸込口の設置位置 | 目視により確認する。 | 排煙設備の煙排出口等の開口部に近接していること又は吸込口が延焼のおそれのある位置に設置されていること。 |
| (二十三) | | 給気送風機の吸込口 | 吸込口の周囲の状況 | 周囲に給気を妨げる障害物があること。 |
| (二十四) | | 遮煙開口部の性能 | 屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況 | 浸入した雨水等を排出できないこと。 |
| (二十五) | | 遮煙開口部の排 出風速 | 加圧防排煙設備を作動させた状態で遮煙開口部の開口幅を 40 センチメートル開放し、同一断面内から九箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて一点につき 30 秒以上継続して風速を測定する。 | 平成 28 年国土交通省告示第 696 号第五号ハの規定に適合しないこと。ただし、令第 129 条第 1 項又は第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。 |
| (二十六) | | 空気逃し口の外観 | 空気逃し口の大 きさ及び位置 | 目視により確認する。 |
| (二十七) | | | 空気逃し口の周 囲の状況 | 周囲に空気の流れを妨げる障害物があること。 |
| (二十八) | | | 空気逃し口の取 付けの状況 | 取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。 |
| (二十九) | | 空気逃し口の性能 | 空気逃し口の作動の状況 | 目視により確認する。 |
| | | 圧力調整装置の外観 | 圧力調整装置の大きさ及び位置 | 目視により確認する。 |

| | | | | | | | |
|-------|-----------------------------|-----------|-------------------------|------------------------------|--|--|--------------------|
| | | | | | | | す修繕等が行われていない場合を除く。 |
| (三十) | | | 圧力調整装置の周囲の状況 | 目視により確認する。 | 周囲に空気の流れを妨げる障害物があること。 | | |
| (三十一) | | | 圧力調整装置の取付けの状況 | 目視により確認する。 | 取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。 | | |
| (三十二) | | 圧力調整装置の性能 | 圧力調整装置の作動の状況 | 目視により確認する。 | 扉の閉鎖と連動して開放しないこと。 | | |
| (一) | 三 令第 126 条の 2 第 1 項に規定する居室等 | 可動防煙壁 | 手動降下装置の作動の状況 | 作動の状況を確認する。 | 片手で容易に操作できること。 | | |
| (二) | | | 手動降下装置による連動の状況 | 作動の状況を確認する。 | 連動して作動しないこと。 | | |
| (三) | | | 煙感知器による連動の状況 | 作動の状況を確認する。 | 連動して作動しないこと。 | | |
| (四) | | | 可動防煙壁の材質 | 目視により確認する。 | 不燃材料でないこと。 | | |
| (五) | | | 可動防煙壁の防 煙区画 | 目視により確認する。 | 脱落又は欠損があり煙の流動を妨げる効果がないこと。 | | |
| (六) | | | 中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況 | 中央管理室において制御又は作動の状況を確認する。 | 中央管理室において制御又は作動の状況を確認できること。 | | |
| (一) | 四 予備電源 | 自家用発電装置 | 自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況 | 目視により確認する。 | 令第 112 条第 14 項若しくは第 15 項又は令第 129 条の 2 の 5 第 1 項第七号の規定に適合しないこと。 | | |
| (二) | | | 発電機の発電容量 | 予備電源の容量を確認する。 | 自家用発電装置の出力容量が少なく、防災設備を 30 分以上運転できないこと。 | | |
| (三) | | | 発電機及び原動機の状況 | 目視又は触診により確認する。 | 端子部の締め付けが堅固でないこと、計器若しくは制御盤の表示ランプ等に破損があること又は原動機若しくは燃料タンクの周囲に油漏れ等があること。 | | |
| (四) | | | 燃料油、潤滑油及び冷却水の状況 | 目視により確認する。 | 燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が少なく 30 分間以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内にないこと。 | | |
| (五) | | | 始動用の空気槽の圧力 | 圧力計を目視により確認するとともに、聴診により確認する。 | 空気槽の自動充気圧力が、高圧側で 2.2 から 2.9 メガパスカル、低圧側で 0.7 から 1.0 メガパスカルに維持されていないこと又は圧力が低下しても警報を発しないこと。 | | |

| | | | | | |
|------|--------|-----------|----------------------------------|----------------------------------|--|
| | | | セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況 | 目視により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。 | 電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないと又は電気ケーブルとの接続部に緩み、液漏れ等があること。 |
| (六) | | | 燃料及び冷却水の漏洩の状況 | 目視により確認する。 | 配管の接続部等に漏洩等があること。 |
| (七) | | | 計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況 | 目視により確認する。 | 発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチ等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと。 |
| (八) | | | 自家用発電装置の取付けの状況 | 目視又は触診により確認する。 | 基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。 |
| (九) | | | 自家用発電機室の給排気の状況(屋内に設置されている場合に限る。) | 室内の温度を温度計により測定するとともに、作動の状況を確認する。 | 給排気が十分でなく室内温度が摂氏40度を超えていること又は給排気ファンが単独で若しくは発電機と連動して運転できること。 |
| (十) | | | 接地線の接続の状況 | 目視により確認する。 | 接続端子部に緩み又は著しい腐食があること。 |
| (十一) | | | 絶縁抵抗 | 絶縁抵抗計により測定する。 | 測定結果が電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)第58条の規定値を下回っていること。 |
| (十二) | | | 自家用発電装置の性能 | 電源の切替えの状況 | 作動の状況を確認する。 予備電源への切替えができないこと。 |
| (十三) | | | | 始動の状況 | 作動の状況を確認する。 空気始動及びセル始動により作動しないこと又は電圧が始動から40秒以内に確立しないこと。 |
| (十四) | | | | 運転の状況 | 目視、聴診又は触診により確認する。 運転中に異常な音、異常な振動等があること。 |
| (十五) | | | | 排気の状況 | 目視により確認する。 排気管、消音器等の変形、損傷、き裂等による排気漏れがあること。 |
| (十六) | | | | コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況 | 作動の状況を確認する。 運転中に異常な音又は異常な振動があること。 |
| (十七) | | | 直結エンジン | 直結エンジンの設置の状況 | 目視又は触診により確認する。 据付けが堅固でないこと、アンカーボルト等に著しい腐食があること又は換気が十分でないこと。 |
| (十八) | 直結エンジン | 直結エンジンの外観 | 燃料油、潤滑油及び冷却水の状況 | 目視により確認する。 | 燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が足りず30分間以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内にないこと。 |
| (十九) | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------------------------|---------------------------------|--|
| (二十) | (二十一) | (二十二) | (二十三) | (二十四) | (二十五) | (二十六) | セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況 | 目視により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。 | 電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないと又は電気ケーブルとの接続部に緩み、液漏れ等があること。 |
| | | | | | | | 計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況 | 目視により確認する。 | 制御盤等の計器類、スイッチ類等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと。 |
| | | | | | | | 給気部及び排気管の取付けの状況 | 目視により確認する。 | 変形、損傷、き裂等があること。 |
| | | | | | | | Vベルト | 目視又は触診により確認する。 | ベルトに損傷若しくはき裂があること又はたわみが大きいこと。 |
| | | | | | | | 接地線の接続の状況 | 目視により確認する。 | 接続端子部に緩み又は著しい腐食があること。 |
| | | | | | | | 絶縁抵抗 | 絶縁抵抗計により測定する。 | 測定結果が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条の規定値を下回っていること。 |
| | | | | | | | 直結エンジンの性能 | 始動及び停止並びに運転の状況 | 正常に作動若しくは停止できないこと、排煙口の開放と連動して直結エンジンが作動しないこと又は運転中に異常な音、異常な振動等があること。 |

次の表の上欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる記録がある場合には、(は)欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。

| | |
|--|--|
| 1項(九)、(十八)、(二十)、(三十七)、(三十九)及び(四十九)並びに2項(二十四) | 前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で実施した検査等の記録 |
| 1項(二)、(四)、(六)から(八)まで、(十)、(十二)から(十四)まで、(十六)、(十九)、(二十一)、(二十二)及び(二十七)、2項(一)から(四)まで、(六)から(八)まで、(十)、(十二)、(十三)、(十六)から(二十)まで及び(二十六)から(二十八)まで、3項(二)、(三)、(五)及び(六)並びに4項(三)から(八)まで及び(十)から(十七)まで | 前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録 |

別表第三

| 一 照明器具 | (一) (二) | (い)検査項目 | (ろ)検査事項 | (は)検査方法 | (い)判定基準 |
|--------|------------|-----------|-------------|----------------|---|
| | | 非常用の照明器具 | 照明器具の取付けの状況 | 目視及び触診により確認する。 | 天井その他の取付け部に正しく固定されていないこと又は予備電源内蔵コンセント型照明器具である場合は、差込みプラグが壁等に固定されたコンセントに直接接続されていないこと若しくはコンセントから容易に抜ける状態であること。 |
| | | 使用電球、ランプ等 | | 目視により確認する。 | 昭和45年建設省告示第1830号第1第一号の規定に適合しないこと。 |

| | | | | | |
|--------------------------------|-----|-----------|--|---|---|
| 二 電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置 | (一) | 予備電源 | 予備電源への切替え及び器具の点灯の状況並びに予備電源の性能 | 作動の状況及び点灯時間を確認する。 | 昭和 45 年建設省告示第 1830 号第 3 第二号又は第三号の規定に適合しないこと。 |
| | (二) | 照度 | 照度の状況 | 避難上必要となる部分のうち最も暗い部分の水平床面において底照度測定用照度計により測定する。 | 昭和 45 年建設省告示第 1830 号第 4 の規定に適合しないこと。 |
| | (三) | 分電盤 | 非常用電源分岐回路の表示の状況 | 目視により確認する。 | 非常用の照明装置である旨の表示がないこと。 |
| | (四) | 配線 | 配電管等の防火区画の貫通措置の状況(隠蔽部分及び埋設部分を除く。) | 目視又は触診により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。 | 令第 112 条第 14 項又は第 129 条の 2 の 5 第 1 項第七号の規定に適合しないこと。 |
| 三 電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置 | (一) | 配線 | 照明器具の取付けの状況及び配線の接続の状況(隠蔽部分及び埋設部分を除く。) | 目視により確認する。 | 昭和 45 年建設省告示第 1830 号第 2 の規定に適合しないこと。 |
| | (二) | | 電気回路の接続の状況 | 目視により確認するとともに、必要に応じて回路計により測定する。 | 昭和 45 年建設省第 1830 号第 2 の規定に適合しないこと。 |
| | (三) | | 接続部(幹線分岐及びボックス内に限る。)の耐熱処理の状況 | 目視により確認する。 | 昭和 45 年建設省告示第 1830 号第 2 の規定に適合しないこと。 |
| | (四) | | 予備電源から非常用の照明器具間の配線の耐熱処理の状況(隠蔽部分及び埋設部分を除く。) | 目視により確認する。 | 昭和 45 年建設省告示第 1830 号第 2 第三号の規定に適合しないこと。 |
| | (五) | 切替回路 | 常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況 | 作動の状況を確認する。 | 昭和 45 年建設省告示第 1830 号第 3 の規定に適合しないこと。 |
| | (六) | | 蓄電池設備と自家用発電装置併用の場合の切替えの状況 | 作動までの時間を確認する。 | 昭和 45 年建設省告示第 1830 号第 3 の規定に適合しないこと。 |
| 四 電池内蔵形の蓄電池 | (一) | 配線及び充電ランプ | 充電ランプの点灯の状況 | 目視により確認する。 | 点滅スイッチを切断しても充電ランプが点灯しないこと。 |
| | (二) | | 誘導灯及び非常用照明兼用器具の専用回路の確保の状況 | 目視により確認する。 | 昭和 45 年建設省告示第 1830 号第 2 の規定に適合しないこと。 |

| | | | | | |
|-------------|-----|-------------|------------------------|--------------------------------|--|
| 五 電源別置形の蓄電池 | (一) | 蓄電池 | 蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況 | 目視により確認する。 | 令第 112 条第 14 項若しくは第 15 項又は令第 129 条の 2 の 5 第 1 項第七号の規定に適合しないこと。 |
| | (二) | | 蓄電池室の換気の状況 | 室内の温度を温度計により測定する。 | 室温が摂氏 40 度を超えていること。 |
| | (三) | | 蓄電池の設置の状況 | 目視又は触診により確認する。 | 変形、損傷、腐食、液漏れ等があること。 |
| | (四) | | 電圧 | 電圧計により測定する。 | 電圧が正常でないこと。 |
| | (五) | 蓄電池の性能 | 電解液比重 | 比重計により測定する。 | 電解液比重が適正でないこと。 |
| | (六) | | 電解液の温度 | 温度計により測定する。 | 電解液の温度が摂氏 45 度を超えていること。 |
| | (七) | | 充電器室の防火区画等の貫通措置の状況 | 目視により確認する。 | 令第 112 条第 14 項若しくは第 15 項又は令第 129 条の 2 の 5 第 1 項第七号の規定に適合しないこと。 |
| | (八) | | キュービクルの取付けの状況 | 目視又は触診により確認する。 | 取付けが堅固でないこと。 |
| 六 自家用発電装置 | (一) | 自家用発電装置 | 自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況 | 目視により確認する。 | 令第 112 条第 14 項若しくは第 15 項又は令第 129 条の 2 の 5 第 1 項第七号の規定に適合しないこと。 |
| | (二) | | 発電機の発電容量 | 予備電源の容量を確認する。 | 自家用発電装置の出力容量が少なく、防災設備を 30 分以上運転できないこと。 |
| | (三) | | 発電機及び原動機の状況 | 目視又は触診により確認する。 | 端子部の締め付けが堅固でないこと、計器若しくは制御盤の表示ランプ等に破損があること又は原動機若しくは燃料タンクの周囲に油漏れ等があること。 |
| | (四) | | 燃料油、潤滑油及び冷却水の状況 | 目視により確認する。 | 燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が少なく 30 分以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内にないこと。 |
| | (五) | 自家用発電装置等の状況 | 始動用の空気槽の圧力 | 圧力計を目視により確認するとともに、聽診により確認する。 | 空気槽の自動充気圧力が、高圧側で 2.2 から 2.9 メガパスカル、低圧側で 0.7 から 1.0 メガパスカルに維持されていないこと又は圧力が低下しても警報を発しないこと。 |
| | (六) | | セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況 | 目視により確認するとともに蓄電池電圧を電圧計により測定する。 | 電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないこと又は電気ケーブルとの接続部に緩み、液漏れ等があること。 |
| | (七) | | 燃料及び冷却水の漏洩の状況 | 目視により確認する。 | 配管の接続部等に漏洩等があること。 |
| | (八) | | 計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況 | 目視により確認する。 | 発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチ等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプが点灯しないこと。 |

| | | | | |
|------|------------|----------------------------------|----------------------------------|--|
| (九) | 自家用発電装置の性能 | 自家用発電装置の取付けの状況 | 目視又は触診により確認する。 | 基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。 |
| (十) | | 自家用発電機室の給排気の状況(屋内に設置されている場合に限る。) | 室内の温度を温度計により測定するとともに、作動の状況を確認する。 | 給排気状態が十分でなく室内温度が摂氏40度を超えていていること又は給排気ファンが単独で若しくは発電機と連動して運転できないこと。 |
| (十一) | | 接地線の接続の状況 | 目視により確認する。 | 接続端子部に緩み又は著しい腐食があること。 |
| (十二) | | 絶縁抵抗 | 絶縁抵抗計により測定する。 | 測定結果が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条の規定値を下回っていること。 |
| (十三) | | 電源の切替えの状況 | 作動の状況を確認する。 | 予備電源への切替えができないこと。 |
| (十四) | | 始動の状況 | 作動の状況を確認する。 | 空気始動及びセル始動により作動しないこと又は電圧が始動から40秒以内に確立しないこと。 |
| (十五) | | 運転の状況 | 目視、聴診又は触診により確認する。 | 運転中に異常な音、異常な振動等があること。 |
| (十六) | | 排気の状況 | 目視により確認する。 | 排気管、消音器等の変形、損傷、き裂等による排気漏れがあること。 |
| (十七) | | コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況 | 作動の状況を確認する。 | 運転中に異常な音、異常な振動等があること。 |

5項(二)から(六)まで並びに6項(三)から(八)まで及び(十)から(十七)までについては、前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録がある場合には、(は)欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。